



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 2
- 沖縄県手話施策推進協議会規則（障害福祉課） 2
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（消費・暮らし安全課） 3

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課） 4
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉政策課） 4
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の休止の届出（福祉政策課） 4
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 5
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） 6
- 公有水面埋立しゅん功認可・2件（漁港漁場課） 7
- 防災街区整備事業組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課） 8

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（会計課） 8
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部運転免許課） 9

訓 令

- 沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令（教育庁生涯学習振興課） 9

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立北部病院） 10
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立中部病院） 10
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 10
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立宮古病院） 11
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立八重山病院） 11

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 11

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第52号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

沖縄県障害を理由とする差別等の 解消に関する調整委員会委員	日額 9,300	を
----------------------------------	----------	---

沖縄県障害を理由とする差別等の解 消に関する調整委員会委員	日額 9,300	に改める。
沖縄県手話施策推進協議会委員	日額 9,300	

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第53号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第241条第2号の表中

沖縄県障害児通所給付費 等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条 の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱う こと。	子ども生活福 祉部	障害福祉課	を
沖縄県障害児通所給付費 等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条 の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱う こと。	子ども生活福 祉部	障害福祉課	に
沖縄県手話施策推進協議 会	沖縄県手話言語条例（平成28年沖縄県条例第 19号）第8条第1項の規定に基づき、同条例 第7条の計画の策定又は変更に関する事項を 調査審議すること。	子ども生活福 祉部	障害福祉課	

改め、同表沖縄県景観形成審議会の項中「第29条」を「第26条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第241条第2号の表沖縄県景観形成審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県手話施策推進協議会規則をここに公布する。

平成28年5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第54号

沖縄県手話施策推進協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県手話言語条例（平成28年沖縄県条例第19号）第8条第6項の規定に基づき、沖縄県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第55号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 応急仮設住宅の供与の項中「2,621,000円」を「2,660,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「1,080円」を「1,110円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「18,300」を「18,400」に、「23,500」を「23,700」に、「34,600」を「34,900」に、「41,500」を「41,800」に、「52,600」を「53,000」に、「7,700」を「7,800」に、「30,200」を「30,400」に、「39,200」を「39,500」に、「54,600」を「55,000」に、「63,800」を「64,300」に、「80,300」を「80,900」に、「11,000」を「11,100」に、「8,000」を「8,100」に、「12,000」を「12,100」に、「14,600」を「14,700」に、「18,500」を「18,600」に、「9,700」を「9,800」に、「12,600」を「12,700」に、「17,900」を「18,000」に、「21,200」を「21,400」に、「26,800」を「27,000」に改め、同表災害にかかった住宅の応急修理の項中「567,000円」を「576,000円」に改め、同表学用品の給与の項中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒（）」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学部生徒」を「中学部の生徒」に、「4,200円」を「4,300円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「4,900円」を「5,000円」に改め、同表埋葬の項中「208,700円」を「210,400円」に、「167,000円」を「168,300円」に改め、同表障害物の除去の項中「134,300円」を「134,800円」に改める。

別表第2 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者の項中「24,700円」を「23,800円」に、「17,000円」を「16,000円」に、「14,100円」を「14,000円」に、「19,800円」を「20,900円」に、「20,000円」を「21,900円」に、「22,100円」を「24,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行の日以後に救助に係る費用が確定したものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
しおひら歯科医院	糸満市字潮平619番地の2	平成28年 2月 1日
照屋歯科医院	沖縄市久保田三丁目11番1号	平成28年 3月 1日
具志堅循環器・内科	浦添市字前田1152番地1	平成28年 3月 1日
ワタキュー薬局たくし店	浦添市沢岬二丁目1番2号	平成28年 3月 1日
楠見耳鼻咽喉科	浦添市字前田1149番地14	平成28年 3月14日
日本調剤中部薬局	北中城村字比嘉595番地3丸清アパート 1階102号	平成28年 4月 1日
oneハート南風原薬局	南風原町字照屋362番地	平成28年 4月 1日
すこやか薬局ライカム店	北中城村字比嘉494番地1	平成28年 4月 1日
あい薬局ライカム店	北中城村字島袋188番地	平成28年 4月 1日
ライト歯科	浦添市安波茶二丁目1番1号	平成28年 4月 1日
なのはな薬局	浦添市字前田1149番地16	平成28年 4月 1日

沖縄県告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人五和会名護療育医療センター	名護市字宇茂佐1765番地	名護療育園	社会福祉法人五和会名護療育医療センター	平成28年 4月 1日
ゆがふ歯科クリニック	豊見城市字豊見城469番地1コーポめーばる1階	ゆがふ歯科	ゆがふ歯科クリニック	平成28年 4月 1日

沖縄県告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
医療法人和の会訪問看護ステーションまごころ	与那原町字与那原1792番地 1	平成28年 3月31日

沖縄県告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
照屋歯科医院	沖縄市山里一丁目 2 番 7 号	平成28年 2月29日
上間歯科	石垣市字登野城126番地	平成28年 2月29日
具志堅循環器・内科	浦添市前田二丁目14番 6 号	平成28年 3月 1 日
ワタキュー薬局たくし店	浦添市字沢岬893番地 1	平成28年 3月 1 日
医療法人沖縄徳洲会中部徳洲会病院	沖縄市照屋三丁目20番 1 号	平成28年 3月31日
すこやか薬局あげだ店	沖縄市安慶田三丁目11番33号中頭商事ビル103号	平成28年 3月31日
二巴薬局	宜野湾市大山二丁目21番 1 号	平成28年 4月 1 日
竹の子薬局	浦添市前田一丁目14番15号101	平成28年 4月 1 日
城辺薬局	宮古島市城辺字比嘉1050番地 6	平成28年 4月 1 日

沖縄県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり石垣島土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	中山義隆	石垣市字登野城394番地 2 アパートKEN201号
理事	新城純	石垣市字大浜35番地 1
理事	東田盛正	石垣市字平得318番地
理事	長濱榮包	石垣市字大浜92番地 2
理事	蔵下芳久	石垣市字平得335番地
理事	川田吉信	石垣市字宮良266番地 2
理事	座波嘉克	石垣市字名蔵380番地 1
理事	池原吉剋	石垣市字新川2420番地
理事	山城吉博	石垣市字白保268番地121

理事	多宇弘充	石垣市字大浜479番地33
理事	知念辰憲	石垣市字新川2324番地 5
理事	通事安徽	石垣市字大川376番地 1
理事	野底稔幸	石垣市字川平853番地
理事	多宇司	石垣市字伊原間21番地 2
監事	亀谷善一	石垣市字新川2425番地12
監事	豊川雅行	石垣市字登野城655番地19
監事	田場由光	石垣市字登野城147番地

任期 平成28年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	中山義隆	石垣市字登野城394番地 2 アパートKEN201号
理事	東田盛正	石垣市字平得318番地
理事	新城純	石垣市字大浜35番地 1
理事	霜鳥亨	石垣市字宮良93番地 1
理事	長濱榮包	石垣市字大浜92番地 2
理事	大松正昭	石垣市字平久保25番地21
理事	蔵下芳久	石垣市字平得335番地
理事	川田吉信	石垣市字宮良266番地 2
理事	座波嘉克	石垣市字名蔵380番地 1
理事	保里直樹	石垣市字登野城631番地12
理事	川平眞章	石垣市字真栄里63番地 2
理事	池原吉剋	石垣市字新川2420番地
理事	知念辰憲	石垣市字新川2324番地 5
理事	山城吉博	石垣市字白保268番地121
監事	亀谷善一	石垣市字新川2425番地12
監事	宮良安晃	石垣市字大川95番地
監事	黒島直茂	石垣市字登野城417番地 2

沖縄県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字数久田利儀原850番

- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第299号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成28年 3月 7日 沖縄県指令農第2725号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 石垣市美崎町14番地 石垣市
 - (2) 代表者 石垣市字登野城394番地2アパートKEN201号 石垣市長 中山義隆
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 石垣市新栄町82番並びに浜崎町三丁目7番2及び7番5の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点のうち①の地点から206の地点までを順次に結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D.L+2.09m）における公有水面と既設南防波堤及び既設南護岸との境界線、206の地点と205の地点を結ぶ平成16年12月20日付け石都港第305号でしゅん功認可された埋立地との境界線（D.L+1.98mにより決定）、205の地点から117の地点までを順次に結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D.L+2.09mにより決定）における公有水面並びに①の地点と117の地点を結んだ線に囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点池3川花（北緯24度21分07秒9063、東経124度08分54秒2042）から190度48分45秒1192.46メートルの地点
 - 118の地点 ①の地点から138度17分02秒87.49メートルの地点
 - 206の地点 118の地点から138度17分02秒15.92メートルの地点
 - 205の地点 206の地点から276度27分51秒125.63メートルの地点
 - ④の地点 205の地点から276度27分50秒52.15メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から6度04分42秒8.95メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から96度07分19秒88.89メートルの地点
 - 110の地点 ⑥の地点から17度38分13秒12.21メートルの地点
 - 111の地点 110の地点から108度12分53秒1.00メートルの地点
 - 112の地点 111の地点から17度43分49秒4.00メートルの地点
 - 113の地点 112の地点から287度47分19秒1.00メートルの地点
 - 114の地点 113の地点から17度45分02秒26.07メートルの地点
 - 115の地点 114の地点から109度02分16秒0.99メートルの地点
 - 116の地点 115の地点から17度52分26秒4.01メートルの地点
 - 117の地点 116の地点から288度05分00秒1.00メートルの地点
 - (3) 面積 3,935.48平方メートル
- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成23年12月21日 沖縄県指令農第1081号
- 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 石垣市

沖縄県告示第300号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事の

しゅん功を次のとおり認可した。

平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成28年 3月 7日 沖縄県指令農第2726号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 石垣市美崎町14番地 石垣市
 - (2) 代表者 石垣市宇登野城394番地 2 アパートKEN201号 石垣市長 中山義隆
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 石垣市新栄町49番の地先公有水面並びに49番及び82番に接する無地番の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑫の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点(池3)川花(北緯24度21分07秒9063、東経124度08分54秒2042)から170度53分52秒964.05メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から317度41分00秒14.79メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から47度44分48秒2.46メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から318度39分48秒6.01メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から48度11分12秒6.96メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から318度28分16秒41.01メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から48度13分15秒56.01メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から138度17分48秒109.82メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から228度17分56秒56.01メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から318度10分02秒42.01メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から228度02分40秒6.98メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から318度15分19秒5.99メートルの地点
 - (3) 面積 6,378.36平方メートル
- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成23年 5月23日 沖縄県指令農第441号
- 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 石垣市

沖縄県告示第301号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第157条第1項の規定により、防災街区整備事業組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事業組合の名称 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合
- 2 事務所の所在地 那覇市樋川2丁目6番1号
- 3 事業施行期間 平成26年 5月30日から平成31年 3月31日まで
- 4 施行地区 那覇市樋川1丁目、樋川2丁目、松尾2丁目及び壺屋1丁目の各一部
- 5 設立認可の年月日 平成26年 5月19日
- 6 変更認可の年月日 平成28年 5月 6日

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 「沖縄県財務会計システム2004」機器等の更新に伴うシステム環境の構築、データ等の移行及び動作検証等に係る業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県出納事務局会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号

- 3 契約の相手方を決定した日 平成28年 4月 1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目17番21号
- 5 契約金額 82,080,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号及び第2号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。
平成28年 5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る物品等の名称、購入予定数量及び契約単価

物品等の名称	購入予定数量	契約単価
I C免許証用カード基体	280箱	396,000円
新運転経歴用カード基体	5箱	150,600円
I C免許証用インクリボン	126箱	140,000円

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成28年 4月 1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 6 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

訓 令

沖縄県訓令第44号

沖縄県教育委員会訓令第8号

沖縄県警察本部訓令第19号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年 5月27日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
沖縄県教育委員会教育長 平 敷 昭 人
沖 縄 県 警 察 本 部 長 池 田 克 史

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県生涯学習推進本部設置規程（平成4年沖縄県訓令第5号・沖縄県教育委員会訓令第1号・沖縄県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「知事公室広報交流課長」を「知事公室広報課長」に、「環境部環境政策課長
環境部自然保護・緑地推進課長」を
「環境部自然保護課長
環境部環境再生課長」に改める。

別表第3中「知事公室広報交流課広報広聴班班長」を「知事公室広報課広報広聴班班長」に、「環境部環境政策課環境企画班班長」を「環境部自然保護課自然保護班班長」に、「教育庁総務課教育企画自然保護・緑化推進課自然保護班班長」を「環境部環境再生課環境対策班班長」に、「教育庁総務課教育企画班主幹」を「教育庁総務課教育企画室主幹」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年5月27日から施行する。

病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年5月27日

沖縄県立北部病院長 仲 間 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立北部病院清掃委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立北部病院総務課 名護市大中二丁目12番3号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成28年3月18日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄美装管理株式会社 沖縄市比屋根三丁目1番15号
- 5 契約金額 49,647,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年5月27日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立中部病院清掃委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院総務課 うるま市字宮里281番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成28年3月18日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄美装管理株式会社 沖縄市比屋根三丁目1番15号
- 5 契約金額 91,908,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年5月27日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 佐 久 本 薫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター清掃委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地の1
- 3 契約の相手方を決定した日 平成28年3月28日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄県ビルメンテナンス協同組合 那覇市曙2丁目27番14号
- 5 落札金額 75,816,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年 5月27日

沖縄県立宮古病院長 上 原 哲 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立宮古病院清掃委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 宮古島市平良字下里427番地1
- 3 契約の相手方を決定した日 平成28年 3月28日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社宮古ビル管理 宮古島市平良字下里108番地11平良港ターミナルビル4階
- 5 契約金額 56,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年 5月27日

沖縄県立八重山病院長 依 光 た み 枝

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立八重山病院清掃委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立八重山病院総務課 石垣市字大川732番地
- 3 落札者を決定した日 平成28年 3月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 八重山ビル管理株式会社 石垣市字真栄里383番地2
- 5 落札金額 31,193,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成28年 2月 5日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第67号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年 5月27日

沖縄県公安委員会

- 1 実施する講習
 - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）
- 2 講習期間等
 - (1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成28年7月6日（水曜日）から同月13日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（平成28年7月13日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】7月13日（水曜日）	午後4時20分から午後6時まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成28年7月11日（月曜日）から同月13日（水曜日）まで	午前9時から午後5時まで（平成28年7月13日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】7月13日（水曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
(2) 追加取得講習 30人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

- (カ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
- イ 追加取得講習
 - (ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

- ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成28年6月1日（水曜日）から同月7日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
- イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成28年6月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14</p>
--------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------